

申告書との対応番号（案）

F A O 1 2 0

税務署長 平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の (8),(10) 申告書B

住所 (4)	フリガナ	氏名	性別 男 女	生年月日 (5)	電話番号 自宅・勤務先・携帯
(3)		(6)			
平成 1 月 1 日現在	種類 (7)	金額	修正	申告書の表示 (11)	番号

第一表
(平成二十六年分以降用)

収入金額等	事業等 (ア)	(12)				課税される所得金額 (31-49) 又は第3表上の(9)に対する税額又は第2表の(9)	26	(47)		000
	農業 (イ)	(13)					27	(48)		
	不動産 (ウ)	(14)					28	(49)		
	利子 (エ)	(25)					29	(50)		
	配当 (オ)	(15)					30	(51)(52)(53)(54)		
	給与 (カ)	(16)					31	(55)		
	公的年金等 (キ)	(17)					32	(56)(57)(58)		
	その他 (ク)	(18)					33	(59)		
	総合課税 短期 (ケ)	(19)					34	(60)		
	総合課税 長期 (コ)	(20)					35	(61)		
所得金額	一時 (サ)	(21)					36	(62)		
	事業等 (1)	(22)					37	(63)		
	農業 (2)	(23)					38	(64)		
	不動産 (3)	(24)					39	(65)		
	利子 (4)	(25)					40	(66)		
	配当 (5)	(26)					41	(67)(68)		
	給与 (6)	(27)					42	(69)		00
	雑 (7)	(28)					43			
	総合課税・一時 (8)	(29)					44			
	合計 (9)	(30)					45			
所得から差し引かれる金額	雑損控除 (10)	(42)					46	(70)		
	医療費控除 (11)	(43)					47	(71)		
	社会保険料控除 (12)	(31)					48	(72)		
	小規模企業共済等掛金控除 (13)	(32)					49	(73)		
	生命保険料控除 (14)	(33)					50	(74)		
	地震保険料控除 (15)	(34)					51	(75)		
	寄附金控除 (16)	(45)					52	(76)		
	寡婦・寡夫控除 (18)	(35)				0000	53	(77)(78)(79)		
	勤労学生・障害者控除 (19)	(36)				0000	54			
	配偶者(扶養)控除 (20)	(37)(38)				0000	55			
扶養控除 (23)	(39)				0000	56				
基礎控除 (24)	(40)				0000	57				
合計 (25)	(46)					58	(80)		000	

※ 復興特別所得税額(41)欄の記入をお忘れなく。

税務士印番号 (125)

税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 ☐

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
整理											
欄											
管理											

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

住屋 所号 _____
 姓氏 姓名 _____

番 号		一 覧 号	
-----	--	-------------	--

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	(127) 法	集	消	号
米五	借法	貸法		
米五	借法	貸法		
米五	借法	貸法		
米五	借法	貸法		

				(単位は円)	
収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉠	(81)	
			軽減分 ㉡	(82)	
		長期譲渡	一般分 ㉢	(83)	
			特定分 ㉣	(84)	
			軽減課分 ㉤	(85)	
		株等の売却	未公開分 ㉥	(86)	
			上場分 ㉦	(88)	
			上場株式等の配当 ㉧	(89)	
			先物取引 ㊱	(90)	
			山林	㊲	(91)
	退職	㊳	(92)		
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉨	(93)	
			軽減分 ㉩	(94)	
		長期譲渡	一般分 ㉪	(95)	
			特定分 ㉫	(96)	
			軽減課分 ㉬	(97)	
		株等の売却	未公開分 ㉭	(98)	
			上場分 ㉮	(100)	
			上場株式等の配当 ㉯	(101)	
			先物取引 ㉰	(102)	
			山林	㉱	(103)
	退職	㉲	(104)		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書と第一表の②)		㉳	(30)	
	所得から差し引かれる金額 (申告書E表一表の⑤)		㉴	(46)	
	課税される所得金額	㉵ 対応分	㉷	(47)	〇〇〇
		㉶ 対応分	㉸	(105)	〇〇〇
		㉹ 対応分	㉺	(106)	〇〇〇
		㉻ 対応分	㉼	(107)	〇〇〇
		㉽ 対応分	㉿	(108)	〇〇〇
		㊀ 対応分	㊁	(109)	〇〇〇
		㊂ 対応分	㊃	(110)	〇〇〇
		㊄ 対応分	㊅	(111)	〇〇〇

税金の計算	税額	① 対応分	⑦⑧	(112)															
		② 対応分	⑦⑨	(113)															
		③ 対応分	⑧⑩	(114)															
		④ 対応分	⑧⑪	(115)															
		⑤ 対応分	⑧⑫	(116)															
		⑥ 対応分	⑧⑬	(117)															
		⑭ 対応分	⑧⑮	(118)															
		⑯ 対応分	⑧⑰	(119)															
				⑱ から ㉔までの合計 中 費 用 は 一 般 の 公 益 に 関 与 するものとする。	⑧⑲	(128)													
その他	株式等配当 先物取引	本年分の取得（㉕）から差し引く控除損失総額 貸し出し損に算入される損失の金額	⑧㉖	(120)															
		本年分の㉕から差し引く控除損失総額 貸し出し損に算入される損失の金額	⑧㉗	(121)															
		本年分の㉕から差し引く控除損失総額 貸し出し損に算入される損失の金額	⑧㉘	(122)															
		本年分の㉕から差し引く控除損失総額 貸し出し損に算入される損失の金額	⑧㉙	(123)															
		本年分の㉕から差し引く控除損失総額 貸し出し損に算入される損失の金額	⑧㉚	(124)															

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得が生ずる場所	必要経費	差引金額 {収入金額－必要経費}	特別控除額
		円	円	円
合 計 ⑧㉛				

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収 入 金 額	退職所得控除額
	円	円

第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

申告書B様式（平成28年以降用）

F A O 1 2 2

税務署
(2) 年 月 日 平成 (1) 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の(8),(10) 申告書B

住所 (4)

又、有価証券等
(4)

個人番号

フリガナ

氏名

性別 (6)

生年月日 (5)

〒

(3)

電話番号

屋号・番号

世帯主の氏名

世帯主との関係

収入金額等 (単位は円)

事業所得 (7)	雑所得 (9)	損失控除 (11)
営業所得 (12)	雑所得 (17)	災害減免額 (39)
農業所得 (13)	公的年金等 (16)	所得税額 (40)
不動産所得 (14)	その他の所得 (18)	復興特別所得税額 (41)
利子所得 (25)	短期所得 (19)	外国税額控除 (43)
配当所得 (15)	長期所得 (20)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (44)
給与所得 (16)	一時所得 (21)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (45)
雑所得 (17)		所得税及び復興特別所得税の申告控除 (46)
総合課税 (18)		納める税金 (47)
短期所得 (19)		還付される税金 (48)
長期所得 (20)		
一時所得 (21)		

所得金額

事業所得 (22)	雑所得 (28)
農業所得 (23)	総合課税・一時所得 (29)
不動産所得 (24)	合計 (30)
利子所得 (25)	
配当所得 (26)	
給与所得 (27)	
雑所得 (28)	
総合課税・一時所得 (29)	
合計 (30)	

所得から差し引かれる金額

雑損控除 (42)	医療費控除 (43)	社会保険料控除 (44)	小規模企業共済等掛金控除 (45)	生命保険料控除 (46)	地震保険料控除 (47)	寄附金控除 (48)	寡婦・寡夫控除 (49)	勤労学生・障害者控除 (50)	配偶者控除 (51)	扶養控除 (52)	基礎控除 (53)	合計 (54)
-----------	------------	--------------	-------------------	--------------	--------------	------------	--------------	-----------------	------------	-----------	-----------	---------

税理士印 (125)

税額 (11)

課税される所得金額 (26)	配当控除 (29)	所得税額 (40)	復興特別所得税額 (41)	外国税額控除 (43)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (44)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (45)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (46)	納める税金 (47)	還付される税金 (48)
----------------	-----------	-----------	---------------	-------------	--------------------------	------------------------	------------------------	------------	--------------

その他の

配偶者の合計所得金額 (49)	青色申告特別控除額 (51)	経費・一時所得等に係る所得税の源泉徴収控除 (52)	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (53)	本年分で差し引く繰越損失額 (54)	平均課税対象金額 (55)	変動・臨時所得金額 (56)	延納納出額 (57)	延納届出額 (58)
-----------------	----------------	----------------------------	------------------------------	--------------------	---------------	----------------	------------	------------

延納納出

延納納出額 (57)	延納届出額 (58)
------------	------------

還付される税金の場所

郵便局名等 (59)	預金・普通・当座・振替預金・貯蓄・種類 (60)
------------	--------------------------

区分 (A-K)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

整理欄

区分 (A-K)	整理欄
----------	-----

収入金額等 (単位は円)

事業所得 (7)	雑所得 (9)	損失控除 (11)
営業所得 (12)	雑所得 (17)	災害減免額 (39)
農業所得 (13)	公的年金等 (16)	所得税額 (40)
不動産所得 (14)	その他の所得 (18)	復興特別所得税額 (41)
利子所得 (25)	短期所得 (19)	外国税額控除 (43)
配当所得 (15)	長期所得 (20)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (44)
給与所得 (16)	一時所得 (21)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (45)
雑所得 (17)		所得税及び復興特別所得税の申告控除 (46)
総合課税 (18)		納める税金 (47)
短期所得 (19)		還付される税金 (48)
長期所得 (20)		
一時所得 (21)		

所得金額

事業所得 (22)	雑所得 (28)
農業所得 (23)	総合課税・一時所得 (29)
不動産所得 (24)	合計 (30)
利子所得 (25)	
配当所得 (26)	
給与所得 (27)	
雑所得 (28)	
総合課税・一時所得 (29)	
合計 (30)	

所得から差し引かれる金額

雑損控除 (42)	医療費控除 (43)	社会保険料控除 (44)	小規模企業共済等掛金控除 (45)	生命保険料控除 (46)	地震保険料控除 (47)	寄附金控除 (48)	寡婦・寡夫控除 (49)	勤労学生・障害者控除 (50)	配偶者控除 (51)	扶養控除 (52)	基礎控除 (53)	合計 (54)
-----------	------------	--------------	-------------------	--------------	--------------	------------	--------------	-----------------	------------	-----------	-----------	---------

税理士印 (125)

税額 (11)

課税される所得金額 (26)	配当控除 (29)	所得税額 (40)	復興特別所得税額 (41)	外国税額控除 (43)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (44)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (45)	所得税及び復興特別所得税の申告控除 (46)	納める税金 (47)	還付される税金 (48)
----------------	-----------	-----------	---------------	-------------	--------------------------	------------------------	------------------------	------------	--------------

その他の

配偶者の合計所得金額 (49)	青色申告特別控除額 (51)	経費・一時所得等に係る所得税の源泉徴収控除 (52)	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (53)	本年分で差し引く繰越損失額 (54)	平均課税対象金額 (55)	変動・臨時所得金額 (56)	延納納出額 (57)	延納届出額 (58)
-----------------	----------------	----------------------------	------------------------------	--------------------	---------------	----------------	------------	------------

延納納出

延納納出額 (57)	延納届出額 (58)
------------	------------

還付される税金の場所

郵便局名等 (59)	預金・普通・当座・振替預金・貯蓄・種類 (60)
------------	--------------------------

区分 (A-K)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

整理欄

区分 (A-K)	整理欄
----------	-----

収入金額等 (単位は円)

事業所得 (7)	雑所得 (9)	損失控除 (11)
営業所得 (12)	雑所得 (17)	災害減免額 (39)
農業所得 (13)	公的年金等 (16)	所得税額 (40)
不動産所得 (14)	その他の所得 (18)	復興特別所得税額 (41)
利子所得 (25)	短期所得 (19)	外国税額控除 (43)
配当所得 (15)	長期所得 (20)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除

第一表 (平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

(126)

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

申告書第三表（平成28年以降用）

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書（分離課税用）

F A 0 0 3 6

第三表

（平成二十八年分以降用）○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所 所 号

フリガナ 氏 名

整理番号

一通号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

(127) 特 例 適 用 条 文

法	条	項	号
所法	措法	第	号
所法	措法	第	号
所法	措法	第	号

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	(81)					
		軽減分	(82)						
		長期譲渡	一般分	(83)					
		特定分	(84)						
		軽減分	(85)						
		一般株式等の譲渡	(87)						
		上場株式等の譲渡	(88)						
		上場株式等の配当等	(89)						
		先物取引	(90)						
		山林	(91)						
所得金額	分離課税	退職	(92)						
		短期譲渡	一般分	(93)					
		軽減分	(94)						
		長期譲渡	一般分	(95)					
		特定分	(96)						
		軽減分	(97)						
		一般株式等の譲渡	(99)						
		上場株式等の譲渡	(100)						
		上場株式等の配当等	(101)						
		先物取引	(102)						
税金の計算	税金	山林	(103)						
		退職	(104)						
		総合課税の合計額	(30)						
		所得から差し引かれる金額	(46)						
		⑩ 対応分	(47)						
		⑪ 対応分	(105)						
		⑫ 対応分	(106)						
		⑬ 対応分	(107)						
		⑭ 対応分	(108)						
		⑮ 対応分	(109)						
税金の計算	課税される所得金額	⑯ 対応分	(110)						
		⑰ 対応分	(111)						

税金の計算	税	⑱ 対応分	(112)						
		⑲ 対応分	(113)						
		⑳ 対応分	(114)						
		㉑ 対応分	(115)						
		㉒ 対応分	(116)						
		㉓ 対応分	(117)						
		㉔ 対応分	(118)						
		㉕ 対応分	(119)						
		㉖から㉗までの合計	(128)						
		株式等	(120)						
その他	配当	㉘ 対応分	(121)						
		㉙ 対応分	(122)						
		㉚ 対応分	(123)						
		㉛ 対応分	(124)						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合 計	㉜	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

申告等年月日

整理番号

一通号

取得期間

申告区分

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

税務署長 平成 (1) 年分の所得税及び復興特別所得税の(8),(10)申告書B

住所 (4)		個人番号	フリガナ		氏名		性別	職業	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯	
(3)							(6)		(5)			
収入金額等		種類(7)	金額(9)	損失(10)	修正(11)	整理番号	送付不要					
収入金額等	事業業等	(12)				課税される所得金額 (2-1)又は第3表 上の欄に対する税額 又は第2表の(4)	(26)	(47)	000			
	農業業	(13)					(27)	(48)				
	不動産	(14)				配当控除	(28)	(49)				
	利子	(25)					(29)	(50)				
	配当	(15)				(特定増減等) 住宅購入金等特別控除	(30)	(51)(52)(53)(54)				
	給与	(16)				取組等補助金等特別控除	(31)	(55)				
	雑	(17)				住宅ローン減税等特別控除	(32)	(56)(57)(58)				
	その他	(18)				雑所得税額 (2-2)又は第3表 上の欄に対する税額	(33)	(59)				
	短期	(19)				災害減免額	(39)	(60)				
	長期	(20)				再差引所得税額 (基本所得税額) (28-55)	(40)	(61)				
一時	(21)				復興特別所得税額 (28×2.1%)	(41)	(62)					
所得金額	事業業等	(22)				所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (28+29)	(42)	(63)				
	農業業	(23)				外国税額控除	(43)	(64)				
	不動産	(24)				所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(44)	(65)				
	利子	(25)				所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(45)	(66)				
	配当	(26)				所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(46)	(67)(68)				
	給与	(27)				所得税及び復興 特別所得税の 源泉徴収税額 (28-1)	(47)	(69)	00			
	雑	(28)				納める税金	(48)					
	総合課税・一時 (22)+(23)+(24)×1%	(29)				配偶者の合計所得金額	(49)	(70)				
	合計	(30)				専従者給与(控除)額の合計額	(50)	(71)				
	雑損控除	(42)				青色申告特別控除額	(51)	(72)				
医療費控除	(43)(44)				前年一時所得等の合計額 所得税の源泉徴収税額の合計額	(52)	(73)					
社会保険料控除	(31)				未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(53)	(74)					
小規模企業共済等掛金控除	(32)				本年分で差し引く減額損失額	(54)	(75)					
生命保険料控除	(33)				平均課税対象金額	(55)	(76)					
地震保険料控除	(34)				変動・即時所得金額	(56)	(77)(78)(79)					
寄附金控除	(45)				延納前申告期限までに納付する金額	(57)		00				
寡婦・寡夫控除	(35)				延納届出額	(58)	(80)	000				
幼少学生・障害者控除	(36)				還受付される税金の場所							
配偶者(特別)控除	(37)(38)				郵便局 口座番号 記号番号							
扶養控除	(39)				預金 普通 当座 振替 貯蓄							
基礎控除	(40)				種類							
合計	(46)				名簿							
税理士 署名押印 電話番号		(125)										
校則上法第30条 の2の書面提出有												

第一表 平成二十九年分以降用

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税務署長 平成 (1) 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の (8),(10) 申告書 B

F A O 1 2 4

住所 (4)		個人番号	フリガナ		氏名		性別 (6)	年齢 (5)	世帯主の氏名	世帯主との続柄
生年月日		出生年月日	電話番号		自宅・勤務先・携帯					
(単位は円)		種類 (7)	外債 (9)		損失 (10)		特種の表示 (11)		整理番号	
収入金額等	事業等 (12)	(12)								
	農業 (13)	(13)								
	不動産 (14)	(14)								
	利子 (25)	(25)								
	配当 (15)	(15)								
所得金額	給与 (16)	(16)								
	公的年金等 (17)	(17)								
	その他 (18)	(18)								
	短期 (19)	(19)								
	長期 (20)	(20)								
所得から差し引かれる金額	一時 (21)	(21)								
	雑損控除 (42)	(42)								
	医療費控除 (43)(44)	(43)(44)								
	社会保険料控除 (31)	(31)								
	小規模企業共済等掛金控除 (32)	(32)								
その他	生命保険料控除 (33)	(33)								
	地震保険料控除 (34)	(34)								
	寄附金控除 (45)	(45)								
	寡婦・寡夫控除 (35)	(35)								
	勤労学生・障害者控除 (36)	(36)								
合計	配偶者 (特別) 控除 (37)(38)	(37)(38)								
	扶養控除 (39)	(39)								
	基礎控除 (40)	(40)								
	合計 (46)	(46)								
	(税理士 印)		(125)							
税理士法第30条の2の書面提出有		税理士法第30条の2の書面提出有								
(126)										

第一表 (平成三十年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

税務署長		平成 (1) 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		(8),(10)	F A O 1 1 3
(2)年 月 日					
住所 (又は居所) (4)	(3)		個人番号		
			フリガナ		
平成 年 1月1日 の住所			氏名		
			性別 世帯主の氏名 世帯主との続柄		
			生年 月日 (5)	電話 番号	自宅・勤務先・携帯
		整理 番号		翌年以 降送付	

(単位は円)					
収入金額等	給与	⑦ (16)			
	公的年金等	⑧ (17)			
	その他	⑨ (18)			
	配当	⑩ (15)			
所得金額	一時	⑪ (21)			
	給与	① (27)			
	雑	② (28)			
	配当	③ (26)			
所得から差し引かれる金額	一時	④ (29)			
	合計	⑤ (30)			
	社会保険料控除	⑥ (31)			
	小規模企業共済等掛金控除	⑦ (32)			
	生命保険料控除	⑧ (33)			
	地震保険料控除	⑨ (34)			
	寡婦・寡夫控除	⑩ (35)	0000		
	勤労学生・障害者控除	⑪ (36)	0000		
	配偶者(特別)控除	⑫ (37)(38)	0000		
	扶養控除	⑬ (39)	0000		
	基礎控除	⑭ (40)	0000		
	⑥から⑭までの計	⑮ (41)			
雑損控除	⑯ (42)				
医療費控除	⑰ (43) (44)				
寄附金控除	⑱ (45)				
合計	⑲ (46)				

(税理士 署名押印 電話番号		(125)	
税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有	

(126)			
-------	--	--	--

課税される所得金額 (5 - 20)		① (47)	000	
上の①に対する税額		② (48)		
配当控除		③ (49)		
(特定増収等) 区分		④ (51) (52) (53) (54)		
住宅借入金等特別控除		⑤ (55)		
政党等寄附金等特別控除		⑥ (56) (57) (58)		
住宅新築改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除等 区分		⑦ (59)		
災害減免額		⑧ (60)		
再索引所得税額 (基準所得税額) (60 - 33)		⑨ (61)		
復興特別所得税額 (30 × 2.1%)		⑩ (62)		
所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額 (34 + 35)		⑪ (63)		
外国税額控除 区分		⑫ (64)		
所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額		⑬ (65)		
所得税及び復興特別 所得税の 中納税額 (36 - 37 - 38)		⑭ (69)	00	
配偶者の合計所得金額		⑮ (70)		
雑所得・一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額		⑯ (73)		
未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額		⑰ (74)		
申告期限までに 納付する金額		⑱ (44)	00	
延納届出額		⑲ (80)	000	

還受 付さ れる 場 合 の 所		銀行 金庫・組合 金庫・信託		本店・支店 出張所 本所・支所	
郵便局 名等		預金 種類		普通 当座 活期 貯蓄	
口座番号 記号番号					

整 理 欄		区分 異動 管理 細 則 管		A B C D E F G H I J K L 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 一 連 番 号	
-------------	--	-------------------------------	--	--	--

第一表 (平成二十九年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。

税務署長		平成 (1) 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		(8),(10)		F A O 1 1 4	
(2)年 月 日							
住 所 (又は居所) (4)	(3)			個人番号			
				フリガナ			
平成 年 1月1日 の住 所				氏名			
				性 別 男 女	世帯主との続柄		
				生 年 月 日 (5)	電 話 番 号 自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯		
				整理番号			

		(単位は円)			
収入金額等	給 与 ⑦ (16)			税 金 の 計 算	課税される所得金額 (5) - (20) ② (47) 〇 〇 〇
	公的年金等 ⑧ (17)				上の②に対する税額 ② (48)
	雑 所 の 他 ⑨ (18)				配 当 控 除 ③ (49)
	配 当 ⑩ (15)				(特定増収等) 区分 ④ (51) (52) (53) (54) 〇 〇
所得金額	一 時 ⑪ (21)			政党等寄附金等特別控除 ⑤ (55)	
	給 与 区分 ① (27)			住宅ローン減税特別控除 区分 ⑥ (56) (57) (58)	
	雑 ② (28)			引 所 得 税 額 ⑦ (59)	
	配 当 ③ (26)			災 害 減 免 額 ⑧ (60)	
所得から差し引かれる金額	一 時 ④ (29)			再 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額) ⑨ (61)	
	合 計 (①+②+③+④) ⑤ (30)			復興特別所得税額 (⑧ × 2.1%) ⑩ (62)	
	社会保険料控除 ⑥ (31)			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (⑨ + ⑩) ⑪ (63)	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦ (32)			外国税額控除 区分 ⑫ (64)	
	生命保険料控除 ⑧ (33)			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑬ (65)	
	地震保険料控除 ⑨ (34)			所得税及び復興特別所得税の還付される金 ⑭ (69) 〇 〇	
	寡婦・寡夫控除 ⑩ (35) 〇 〇 〇 〇			その他	
	勤労学生・障害者控除 ⑪ (36) 〇 〇 〇 〇			配偶者の合計所得金額 ⑮ (70)	
	配偶者(特別)控除 区分 ⑫ (37) (38) 〇 〇 〇 〇			雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 ⑯ (73)	
	扶 養 控 除 ⑬ (39) 〇 〇 〇 〇			未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑰ (74)	
	基 礎 控 除 ⑭ (40) 〇 〇 〇 〇			延 納 届 出 額 ⑱ (80) 〇 〇 〇	
	⑥から⑭までの計 ⑮ (41)				
雑 損 控 除 ⑯ (42)					
医療費控除 区分 ⑰ (43) (44)					
寄 附 金 控 除 ⑱ (45)					
合 計 (⑮+⑯+⑰+⑱) ⑲ (46)					

(税 理 士 署 名 押 印 電 話 番 号 (125))	(印)
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有

受取金	銀行・金庫・組合・信託・郵便	本店・支店・出張所・支所
郵便局名等	預 金 種 類	普通 当座 活期 定期 貯蓄
口座番号	記号番号	

整 理 欄	区分異動管理	通 信 日 付 印	年 月 日
納 管	事 務	住 氏	検 算
			一連番号

第一表（平成三十年分以降用）

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

レイアウトの項番との申告書様式の対応関係を示したものであり、資料内の数字はレイアウトの項番を指している。